

平成26年4月1日制定

技術基準適合証明・工事設計認証に関する契約約款

SGS アールエフ・テクノロジー株式会社

(適用)

第1条 SGS アールエフ・テクノロジー株式会社 (以下「SGS アールエフ・テクノロジー」) は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和 56 年郵政省令第 37 号、以下「証明規則」という。) で定める特定無線設備について、電波法 (昭和 25 年法律第 131 号、以下「法」という。) 第 38 条の 2 の 2 に掲げる登録証明機関の登録を受けて、法第 38 条の 6 第一項の規定による技術基準適合証明 (以下「技適」という。) 及び法第 38 条の 24 第一項の規定による工事設計の認証 (以下「認証」という。) を実施するために、技適又は認証に関する契約約款を定め、技適又は認証を申込み者 (以下「申込者」) に対して、SGS アールエフ・テクノロジーが、申込者からの技適又は認証の申込みを受け、SGS アールエフ・テクノロジーが申込者に対して実施する技適又は認証に係る業務に適用するものとします。

(申込)

第2条 申込者は、SGS アールエフ・テクノロジーに技適又は認証を求めるときは、申込書類等を提出するものとします。

- (1) 技術基準適合証明申込書又は工事設計認証申込書
 - (2) 技適又は認証において証明規則で定める書類
 - (3) 当該申込設備又は試験結果報告書
- 2 申込者は、当該申込み全てに対して責任を負うものとします。又、申込者が SGS アールエフ・テクノロジーに提出した第 1 項の書類等に記載した事項に変更が生じたときは、申込者は SGS アールエフ・テクノロジーに対し遅滞なく届出を行うものとします。
- 3 申込書類等は、申込者が SGS アールエフ・テクノロジーに申込みを行う特定無線設備毎に SGS アールエフ・テクノロジーに提出するものとします。

(申込みの書類)

第3条 申込者は、SGS アールエフ・テクノロジーに提出する申込みの書類等の記載事項に関しては、申込者が全て責任を負うものとします。

- 2 SGS アールエフ・テクノロジーは、申込者から提出された、申込み書類等に関し一部又は全部に疑義があると判断したときは、その旨を申込者に通知した上で修

正又は追加の書類等の提出を求めることができます。

- 3 申込者が、申込みの書類等の一部として SGS アールエフ・テクノロジーに試験結果報告書を提出する場合は、当該試験結果報告書の記載内容について全ての責任をもつものとします。

(審査)

第4条 SGS アールエフ・テクノロジーは、申込者から、技適又は認証の申込みを受けた場合、すみやかに申込みに係る書類等がもれなく提出されているか確認を行い、全て揃っているときは、これを受理し業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

- 2 SGS アールエフ・テクノロジーは、前条第3項で提出された試験結果報告書に關し、一部又は全部に疑義があると判断したときは、その旨を申込者に通知した上で、申込者より申込設備の提出を受け、SGS アールエフ・テクノロジーが試験を行うことを申込者は拒まないものとします。

(責任)

第5条 SGS アールエフ・テクノロジーは申込者から提出された申込みの書類等の記載内容に虚偽の事実があったときは、SGS アールエフ・テクノロジーはその一切の責任を負わないものとします。

- 2 SGS アールエフ・テクノロジーが、技適又は認証を行った後、申込者が技適又は認証を受けた特定無線設備の構成や、回路に変更又は追加及び削除を行い、SGS アールエフ・テクノロジーが当該業務を行った事実と同一ではないと認めるときは、SGS アールエフ・テクノロジーはその一切の責任を負わないこととします。

- 3 SGS アールエフ・テクノロジーが、技適又は認証を行ったとき、申込者に対して提示した内容を、申込者が技適又は認証を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、SGS アールエフ・テクノロジーはその一切の責任を負わないものとします。

- 4 SGS アールエフ・テクノロジーは、証書授与後、技適特定無線設備又は認証特定無線設備に関して適合していないことを知ったとき、技適又は認証を受けた者が不正な手段により技適又は認証を受けたことを知ったとき又は審査を行う証明員が法の規定に違反して技適又は認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに総務大臣に報告し、証書の取扱について適切かつ必要な処置(再審査の実施、証書の修正・再発行又は追加発行、停止、又は取消等)を取ります。

- 5 SGS アールエフ・テクノロジーは申込受理後申込者の責任により申込の取消しが行われた場合、取消しまでの間の作業に要した一切の費用を申込者に請求します。申込範囲外の事項は、事前に申込者と合意の上、発生した費用を請求します。申込者は、SGS アールエフ・テクノロジーが指定した期間内に請求金額を支払う

責任があります。

- 6 申込者は認証取得後、当該特定無線設備を製造販売するうえで、工事設計合致義務があります。工事設計の認証に係る確認の方法に従い、当該の特定無線設備についての検査を行い、証明規則第19条の規定に定めるところにより、その検査記録を作成し、検査の日から10年間保存する義務があります。

(秘密保持)

第6条 SGS アールエフ・テクノロジーは、申込者が提出した申込書類等の内容及び申込に関する情報等業務上知り得た秘密を保持する義務を負います。

- 2 申込者は、SGS アールエフ・テクノロジーの管轄官庁である総務省からの依頼により、SGS アールエフ・テクノロジーが申込者の了承無しに申込者から提出された申込書類等の写しを総務省に提出することがあります。
- 3 前項の、申込み書類の内容に関する秘密の保持期間は、申込者が申込を行った日から10年間とします。但し、この期間は申請者による書面通知により延長する事をSGS アールエフ・テクノロジーは拒まないものとします。

(管轄裁判所)

第7条 この契約約款及びこの契約約款に基づく権利義務に関する訴訟について横浜地方裁判所を専属的に第1審の管轄裁判所とします。

(別途協議)

第8条 本契約約款に定めのない事項又は本契約約款の条項に疑義が生じた事項については、その都度SGS アールエフ・テクノロジーと申込者双方誠意をもって協議の上決定するものとします。